

発見した銃砲刀剣類の登録手続等

1 発見した銃砲刀剣類を所持するための登録手続

(1) 発見届出済証の受領

警察署から、古式銃砲・刀剣類発見届出済証、古式銃砲・刀剣類登録通知書（以下「発見届出済証」といいます。）を受領してください。

(2) 登録審査の申請

発見届出済証を受領した後、速やかに住所の所在する都道府県教育委員会等が行う登録審査の申請をしてください。

ア 問合先

名称：愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室
所在地：愛知県庁西庁舎8階 電話：052-954-6782

※居住地により、申請先が異なる場合がありますので、上記問合先に確認をしてください。

イ 申請書類等

発見届出済証、手数料、本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）
※手数料の金額等詳細は愛知県のウェブサイトを確認してください。

(3) 登録審査会の受審

申請先の指示に従い、登録審査会を受審の上、審査に合格すれば、登録証が交付されます。

2 博物館等への寄贈

博物館等へ寄贈できる場合があります。手続等の詳細につきましては、博物館等に問い合わせてください。

※不合格又は寄贈できない場合の措置

登録審査が不合格であったため登録できない又は博物館等が受け付けないため寄贈できない銃砲刀剣類をそのまま所持すると、銃砲刀剣類所持等取締法違反（不法所持）となります。

不合格又は寄贈できなくなった場合は、速やかに住所地を管轄する警察署に連絡し、銃砲刀剣類の措置について相談してください。

<問合せ先>

○愛知県 警察署 生活安全課

電話 ー0110（内線 ）